

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 件名
Adobe Creative Cloud Pro 調達業務
- (2) 数量及び仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和7年10月14日
- (4) 納入場所
秘書課広報室

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「リース・レンタル」の「その他賃貸」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本市内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。

3 入札説明書、仕様書等に対する質問等

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問
質問は、令和7年10月1日の午後3時までに質問書（別紙1）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月2日の午後3時までに鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp>）に掲示する。
- (2) 質問書の送信先
鳥取市総務部検査契約課 ファクシミリ 0857-20-3948

4 入札方法等

- (1) 入札は郵便によるものとし、持参によるものは認めない。
- (2) 郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。
- (3) 宛先は、〒680-8799 日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留 鳥取市総務部検査契約課行とすること。
- (4) 郵送開始日は、令和7年9月29日とする。

- (5) 到着期限は、令和7年10月5日（必着）とする。
- (6) 入札書は別紙3を使用し、入札金額には総額（搬入及び検査等に必要な一切の費用を含む。）を記入すること。
- (7) 入札書は、封筒（長型3号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して、「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には差出人の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。記載例は別紙2のとおり。また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。
- (8) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。委任状は別紙4を使用し、その提出に当たっては、前号に規定する封筒に同封すること。なお、本社の代表者又は受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。
- (11) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (12) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (13) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

5 入札（開札）の場所及び日時等

- (1) 場所 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階会議室4-2
- (2) 日時 令和7年10月6日 午後1時30分
- (3) 立会 入札者は入札（開札）に立ち会うことができる。

6 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札
- (3) 同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (7) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (8) 指定された方法以外の方法で提出された入札
- (9) 指定された期日に指定された場所に到着しない入札
- (10) その他、入札執行者が無効と認めた入札

7 入札の辞退

入札書郵送後に入札を辞退する場合は、5の入札（開札）の開始までに入札辞退届を鳥取市総務部検査契約課（鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階）に提出しなければならない。

8 落札候補者

(1) 落札候補者の決定

鳥取市契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき入札者が2名以上の場合は、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札候補者を決定する。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

落札候補者は、令和7年10月7日までに入札参加資格確認申請書（別紙5）を鳥取市総務部検査契約課に提出しなければならない。入札参加資格確認申請書を提出しない落札候補者のした入札は無効とする。

9 落札者の決定

(1) 入札参加資格確認申請書により入札参加資格要件を満たしている場合には、落札候補者を落札者とする。

(2) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格要件の審査を行うものとし、以後落札者の決定まで同様とする。

10 再度の入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する日時及び場所において、再度の入札に付するものとする。

11 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問い合わせ先 鳥取市総務部検査契約課

電話：0857-30-8121

ファクシミリ：0857-20-3948

質 問 書

件 名	Adobe Creative Cloud Pro 調達業務
公 告 日	令和 7 年 9 月 2 2 日
質 問 者 名	会 社 名 : 代表者名 : 連 絡 先 : 電話 質 問 者 : ファクシミリ
提出年月日	令和 年 月 日
質 問 事 項	

郵送用封筒記載例

【封筒表面】

9 9 7 8 0 8 6	日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留 鳥取市総務部検査契約課 行	入札書在中 朱書きすること。
	一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかの郵送方法を記入すること。 簡易書留	開札日 令和7年10月6日 件名 Adobe Creative Cloud Pro 調達業務

【封筒裏面】

印	印	印
差出人		
住所 商号又は名称		

※封筒は、長型 3 号（120×235mm）程度の大きさで中身が透けて見えないものを使用すること。

入 札 書 (第 回)

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市契約規則(昭和 3 9 年鳥取市規則第 3 号)、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

代理人 住 所
氏 名 印

件 名	Adobe Creative Cloud Pro 調達業務
入札金額(※1)	金 円(c)

内訳明細

品 目	品番	数量 (a)	単 価(※2) (b)	金 額 (a) × (b)
Adobe Creative Cloud Pro ライセンス	仕様書のとおり	2	円	円(c)

※1 4 入札方法等の(6)及び(9)を熟読の上作成すること。

※2 単価も必ず記載すること。

委 任 状

鳥取市長 深澤 義彦 様

私は、住所 氏名 を代理人
と定め、次の入札（見積）に係る一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

受任者 住 所

氏 名

印

件名	Adobe Creative Cloud Pro 調達業務
----	-------------------------------

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

件 名 : Adobe Creative Cloud Pro 調達業務

公 告 日 : 令和 7 年 9 月 2 2 日

私は、上記の入札に係る公告の「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」第 4 号の要件を満たしていることを誓約するとともに、その他の入札に参加する者に必要な資格に関する事項の要件を満たしているので、入札参加資格の確認を申請します。

仕様書

1 業務名

Adobe Creative Cloud Pro 調達業務仕様書

2 内容

現在「とっとり市報」編集機器（Mac）で使用している Adobe 法人向け Creative Cloud グループ版コンプライートプランのライセンスは、令和 7 年 10 月 21 日までで終了するため、プラン名の変更に伴い同等の内容を含む「3 調達品目」の「6 ライセンス使用期間」に合わせた利用ライセンスを調達する。

3 調達品目

Adobe Creative Cloud Pro

4 数量

2 ライセンス

5 納入期限

令和 7 年 10 月 14 日

6 ライセンス使用期間

令和 7 年 10 月 22 日から令和 8 年 10 月 21 日

7 その他

- (1) 提供者は鳥取市と協議を行い、納入期限までにソフトウェアを鳥取市に提供すること。
- (2) 調達するライセンスは、現在使用しているライセンスを更新することを基本とする。
- (3) 提供者は、ソフトウェアに関する問い合わせ等に、可能な限り対応すること。

ソフトウェア使用契約書

- 1 業 務 名 Adobe Creative Cloud Pro 調達業務
- 2 履 行 場 所 鳥取市幸町 7 1 番地
鳥取市役所 3 階 秘書課広報室
- 3 使 用 料 金 円 (総額)
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 納 入 期 限 令和 7 年 1 0 月 1 4 日
- 5 使 用 期 間 令和 7 年 1 0 月 2 2 日 から 令和 8 年 1 0 月 2 1 日まで
- 6 契 約 保 証 金 免除

上記の業務について、提供者と使用者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって使用契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

使用者 住所又は所在地 鳥取市幸町 7 1 番地
商号又は名称 鳥取市
代表者名又は氏名 鳥取市長 深澤 義彦

提供者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

ソフトウェア使用契約約款

(総則)

- 第1条 ソフトウェア使用者（以下「甲」という。）及びソフトウェア提供者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の設計書、仕様書、図面及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載のソフトウェアを甲に提供し、甲は、これを使用する。
- 3 甲は、契約書記載の使用期間分のソフトウェア使用料を、乙に支払う。
- 4 甲及び乙は、以下に掲げる情報を除き、この契約の履行に関して開示された情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- (1) 開示の時点ですでに公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者（以下「受領者」という。）の責によらずして公知となったもの
- (2) 開示の時点ですでに受領者が保有しているもの
- (3) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (4) 開示された情報によらずして、受領者が独自に開発したもの
- 5 この契約に定める請求、通知、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 9 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠する。
- 11 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所に行く。

(ソフトウェアの著作権)

- 第2条 ソフトウェアの著作権は開発者に帰属する。
（開発者と乙が同一の場合は乙に帰属する。）

(ソフトウェアの使用期間)

- 第3条 使用期間は契約書記載の期間とし、甲は、この期間を超えてソフトウェアを使用することはできない。

(ソフトウェアの検査及び引渡)

- 第4条 甲は、乙からソフトウェアの提示を受けた後10日以内にこれを検査し、かしのないことを確認した後提供を受ける。
- 2 前項の場合において、ソフトウェアの規格、仕様、性能及び機能等に不適合、不完全その他のかしがあったときは、甲は、乙にソフトウェアの修正又は取替えを請求することができる。

(ソフトウェアの使用方法)

- 第5条 甲は、許諾されたライセンス数を超えてソフトウェアを使用することはできない。
- 2 甲は、提供されたソフトウェアを独自に変更、改造することはできない。
- 3 ソフトウェアの使用によって、第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。

(ソフトウェア使用権の譲渡等の禁止)

- 第6条 甲は、ソフトウェア使用権を他に譲渡し、若しくは第三者に使用させてはならない。ただし、乙の承諾を得た場合はこの限りでない。

(使用料)

- 第7条 乙は、ソフトウェア使用権を甲に提供し、甲がソフトウェア使用期間を契約書に定める期間に設定できたことを確認し乙に報告した後に、甲に対して使用料の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に使用料を支払わなければならない。
- 3 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲はこの契約をなんら変更することなく使用料に相当額を加減して支払うことができる。

(履行遅延の場合における損害金等)

- 第8条 乙の責めに帰すべき理由により、使用開始日までにソフトウェアの提供を完了しない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、使用期間中の使用料の総額（以下「使用料の総額」という。）につき遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じた額とする。
- 3 甲の責めに帰すべき理由により、第7条の規定による使用料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の遅延利息の支払を甲に請求

することができる。

（甲の解除権）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、使用開始日までにソフトウェアが提供されず、又は使用開始日経過後相当の期間内に提供を完了する見込みがないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 第13条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

第10条 甲は、前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

第11条 甲は、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為
- (2) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する行為

（乙の解除権）

第12条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第13条 甲は、前5条の規定によりこの契約が解除された場合においては、この契約の履行の完了部分に相応する使用料を乙に支払わなければならない。この場合において、この契約の履行の完了部分が1か月に満たないときは、使用料を履行日数で日割り計算した額をもって当該完了部分の使用料とする。

（相殺）

第14条 甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺

することができる。

（個人情報の保護）

第15条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第16条 この約款に定めのない事項については、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）の定めるところによるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6 乙は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製及び持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複製（複写を含む。）し、又は甲の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、委託業務を遂行するために得た個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（第三者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

ない。

3 乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託契約先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な取扱い及び管理について、具体的に規定しなければならない。

5 乙は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、個人情報をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者（以下「再々委託先」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。

7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10 甲は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、乙に対し、委託業務に係る個人情報の取扱い及び管理の状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務を行う場所及び個人情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。

3 乙は、甲から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。